

2章. プランの基本的な考え方

1. 南砺市が目指す男女共同参画社会

(1) 社会経済情勢の変化への柔軟な対応

我が国の人口は、2005年に初めて自然減に転じ、人口減少社会が到来しました。出生率は減少傾向にあり、今後もさらなる減少が予測され、日本創生会議・人口減少問題検討分科会（2014年5月）によれば、人口減少の影響で消滅可能性都市の一つに本市が挙げられ、その対策の必要性が提言されています。

公的機関による推計では、本市の人口を維持するために必要とされている合計特殊出生率2.07には大きく及ばないことが明らかになっています。一方、高齢化率は既に全市人口の36.2%であり10年後には40.1%に達すると見込まれています。

今後は、人口減少と少子化、超高齢社会の進行を抑え、労働力人口や消費者数を確保し、南砺市らしさを出す原単位となる家族やコミュニティを堅持するため、男性中心だけでは困難な活力ある地域づくりに向けて、多様な選択肢を創出させる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 国・県の動きを勘案した取り組みの実施

国の「第4次男女共同参画基本計画」及び富山県の「富山県民男女共同参画計画〈第3次〉」で示される目指すべき男女共同参画社会を踏まえ、市民と行政による協働のまちづくりをさらに進め、南砺市にふさわしい取り組みを進めます。

【国の第4次男女共同参画基本計画】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

【富山県民男女共同参画計画〈第3次〉】

家庭：男女がともに家族の一員として家事・育児・介護などを分担し、責任も喜びも分かち合っ、豊かで充実した家庭生活を送っています。男性が今よりも家事・育児等に積極的に参画しています。

地域：性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念・慣習・しきたり等が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。三世同居の割合が高く地域とのつながりを大切にする本県の利点を活かしつつ、女性が地域においても政策方針決定過程に参画し、今まで以上に持てる力を発揮できる環境が整っています。

職場：採用や昇進・配置、賃金等における男女の格差が解消され、男女ともに意欲、能力が十分発揮できる環境となっています。仕事と生活の調和が図られ、男性と女性の双方にとって、仕事と子育て等を両立しやすい職場となっています。方針決定過程等への女性の参画が進み、女性が管理職であることが、ごく普通のことになっています。

学校：一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、将来を見通した自己形成ができるよう、人権の尊重、男女平等に関する指導が充実されています。また、進路選択においては、個人の適性が尊重されています。

(3) 南砺市らしさを共感できる男女共同参画社会

本市の特徴（らしさ）を踏まえ、強みを伸ばし、最大限活用していくために、また、弱みや行政課題、地域の困りごとを強みに変える、チャンスととらえる行動力を持ち、現在のテクノロジーを利用し、官民の協働によって地域にある価値を認めながらさらに価値を高めるため、男女共同参画社会の実現を目指します。

【本プランで位置づける「南砺市らしさ」】

本市の特徴（「強み」を活かす）	本プランで位置づける「南砺市らしさ」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結いや土徳、合力（コーリャク）といった精神が根付いており、地域のコミュニティが強固であり、ふるさと南砺に愛着や誇りを持つ人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女が互いに尊重し合える意識づくり（基本目標①） ▶ 男女の人権尊重と暴力のない社会づくり（基本目標②） <p>→本市の良さを誇り、活躍できる人材を計画推進に活かす</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源が豊富であり、自然の恵みからの食材や農産物等が豊富である。 ・ 伝統・文化的資源が豊富である。 ・ 山間地、中山間地、平野、市街地等を含めて地域に個性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女が共に活躍できる社会づくり（基本目標③） ▶ 男女の健康支援（基本目標④） <p>→こうした環境が整っていること（強み）を計画に活かす</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加活動が活発である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女共同参画社会を推進する体制づくり（基本目標⑤） <p>→男女共同参画社会の推進エンジンを強化する</p>

(4) 南砺市が目指す男女共同参画社会の将来像

人口減少によるコミュニティの維持増進に与える影響は少なくありません。

これまでの、ともすれば、男性中心で運営されがちな家庭、地域、職場の環境等において、積極的に女性の参画を促し、男女が共に活躍できる社会づくりが望まれます。

これらを踏まえ、本プランを市民と行政の協働により実現することで、市民が共に認め合い、支え合うことで、南砺市の明るい未来を切り拓く、さらには、南砺市に暮らすことを誇れる社会の構築を目指します。

共に認め支え合う 南砺の明るい未来に向けて

2. 基本理念

本市が目指す男女共同参画社会の将来像を実現するため、1次プランで掲げられたプランの基本理念を踏襲するものとし、本プランの基本理念は以下の通りです。

(1) 男女の平等と人権の尊重

- ・男女は平等であり、直接的・間接的を問わず、「政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のいかなる分野においても、性に基づく区別、排除又は制限を受けることなく、男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使する」ことを目的とする「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」を尊重し、個人としての人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮する機会が確保される社会。
- ・男女は、対等な立場で子どもの教育、家族の介護、その他家庭及び職業生活のほか、社会における活動に協力し、責任を分かち合える社会。

(2) 多様な選択肢の提供

- ・地域社会や職場等における制度や慣習が、男女の地域、社会における活動の自由な選択を妨げない社会。
- ・男女が、市、事業者、その他の団体における政策方針等の決定の機会に、共同して参画できる社会。

(3) 生涯を通じた安全・安心

- ・男女が、生涯を通じて健康であり、それぞれの身体的特徴等について相互理解を深め、特に、女性の妊娠・出産等に関する特性に配慮することにより、安全な妊娠・出産が快適な環境のもとにできる社会。

(4) 国際的協調

- ・国際社会における取り組みと連携し、国際的協調のもと、居住及び交流する外国人の文化や価値観を理解し、積極的な相互理解に基づく関係づくりができる社会。

3. 施策の基本目標

(1) 基本目標

①男女が互いに尊重し合える意識づくり

少子高齢化の進展や家族形態の変化、経済情勢の変化など、急速に社会環境が変化
する中、固定的な男女の役割分担意識を見直し、一人ひとりの個性や能力が十分に発
揮され、男女が共に自分らしく生きられ、活躍できるよう、家庭や地域、学校、職場
など、あらゆる場所で男女共同参画社会実現の必要性について理解を促し、男女共同
参画社会の意識啓発に取り組みます。

②男女の人権尊重と暴力のない社会づくり

女性に対する暴力は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、けっして許され
るものではなく、当事者間の問題として他者が関わるのが難しい場合も少なくなく、
実体の把握は難しい状況にあります。

特に、男女間の暴力根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な
課題であり、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となりえること、その被害者
の多くが女性であることを踏まえると、性別による固定観念や社会的地位、経済力の
格差など、男女が置かれている状況等に根ざすことも指摘されるところです。

本市における被害者等の自立支援を進めるため、当事者間の問題にも可能な範囲で
地域等が関わるような関係性を構築するなど、関係機関・団体が連携して、相談体
制の充実や被害者の保護等に取り組みます。

③男女が共に活躍できる社会づくり

職場や地域、政治、行政など、社会的に意思決定が求められる機会への女性参画を
促進します。特に、慣例や前例踏襲等に基づくリーダー層の登用を見直し、男女が共
に意思を尊重され、家庭や職場、地域でいきいきと輝ける、住みよい社会づくりに取
り組みます。

また、子育て支援や青少年の健全育成など、地域との連携を強化するとともに、地
域における国際化の進展を図ることで、それぞれの文化を理解し、国際人として自立
した人材の育成につながる交流活動等に取り組みます。

④男女の健康支援

男女が共に生涯にわたり健康で充実した日常生活を送り、一人ひとりが能力を發揮
し、個性が尊重される社会の構築に取り組みます。特に、「リプロダクティブ・ヘルス
／ライツ^{*}」の考え方の浸透を図り、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、
生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由

2章. プランの基本的な考え方

をもつことについても考えられることが望まれます。

そのために、女性の出産、育児や高齢者の健康増進など、市民が主体的に健康を管理できるよう、ライフステージに応じた健康づくりに関する事業やスポーツ活動等に取り組めます。

また、超高齢社会にある本市において、介護予防の観点から、生きがいづくりや自立支援など、高齢者向けの取り組みとともに、障がい者の社会参加を支援する福祉施策等にも取り組めます。

⑤男女共同参画社会を推進する体制づくり

男女が共に、誇りを持って、いきいきと、豊かに暮らし続けられるよう、男女共同参画に係る意見交換の機会や、様々な活動に市民や事業者等が積極的に参画し、男女共同参画社会が実現できる体制の拡充に取り組めます。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。

4. 施策の体系

基本目標 1

男女が互いに尊重し合える意識づくり

(1) 男女共同参画意識の形成

- 1 男女共同参画意識の形成
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革

- ・「男女共同参画」についてわかり易い定義での普及・啓発
- ・意識向上のための講演会や市政出前講座等の開催
- ・各種調査・統計資料の収集と整理、市民への情報提供にわかり易い言葉の使用
- ・日常生活における男女の役割分担意識や社会制度・慣行について、多様な選択肢があることの意識醸成
- ・男女とも幅広い年齢層の活動参加や女性のリーダー層の育成 …など

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- 1 未就学児からの教育の推進
- 2 地域の学習機会充実
- 3 家庭の男女共同参画推進

- ・未就学児から学校教育まで一貫した人権の尊重、男女共同参画等に関する教育の充実
- ・幼児・学校・家庭の各教育関係職員及び親への男女共同参画に関する研修
- ・地域における学習機会の提供と体制づくり
- ・男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための実践的な研修や講座の開催
- ・家庭における男女共同参画への理解を深め、子どもの個性を伸ばせる教育機会の増加 …など

基本目標 2

男女の人権尊重と暴力のない社会づくり

※「DV防止法」に定める基本計画

(1) 配偶者等からの暴力の防止

- 1 暴力を許さない社会の必要性を周知・啓発する機会の推進
- 2 人権尊重の意識づくりの推進

- ・市民が広く「DVとは何か」を理解できる啓発活動の推進と男女の人権尊重の呼びかけ
- ・関係機関との連携による、子どもへの虐待の早期発見
- ・リーフレット等啓発資料を活用した児童虐待防止の呼びかけ
- ・職場や学校におけるセクシャルハラスメントやデートDVの防止とその啓発
- ・高齢者・障がい者・健常者のだれもが同じように社会生活を営むことができるような意識啓発 …など

(2) 被害者からの相談及び自立を支える環境づくり

- 1 安心できる身近な相談体制の充実
- 2 被害者の自立支援

- ・健康相談や健康診断等を通じたDVや虐待の発見や情報収集とデータベース化
- ・被害者からの相談と人権侵害や暴力に関する被害防止や、付き添ってのフォローなどのワンストップによる一括した窓口の設置
- ・被害者からの相談及び自立を支える環境づくりに向けた支援体制への強化・周知
- ・関係機関等との連携強化による被害者の自立支援
- ・被害者の相談や自立支援を行える人材の育成
- ・被害者間及び専門家等を交えたテーマ別の意見交換や対策検討
- ・当事者の自立を支援する活動 …など

基本目標 3

男女が共に活躍できる社会づくり

※「女性活躍推進法」に定める推進計画

(1) 政策・方針決定の場への参画推進と人材育成

- 1 審議会・委員会等への女性参画の推進
- 2 女性の登用促進
- 3 女性の能力発揮の支援

- ・各審議会における女性の積極的な登用
- ・PTA、公民館、各種団体等の活動に参画する女性の意見の反映
- ・市職員の女性管理職の登用推進
- ・女性管理職の能力開発を目指す研修機会の充実
- ・事業者による人材活用に関する研修会の開催等につながる意識啓発と情報提供
- ・女性の経営管理能力向上や技術習得などに向けた研修・情報の提供
- ・農林水産業や商工自営業における女性の参画の推進
- ・起業等を志す女性の育成
- ・地域における女性の交流ネットワーク支援 …など

(2) 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

- 1 子育て支援
- 2 高齢者の自立と介護者支援
- 3 障がい者・ひとり親家庭・外国人等の自立支援
- 4 ボランティア・NPO等との活動推進

- ・多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- ・子育てに関する情報提供
- ・学童保育の充実
- ・地域サロン事業や健康づくり事業の継続に必要な人材育成・確保
- ・老人クラブ活動等に参画する男性ボランティアの増加
- ・シルバー人材センター等の関係機関の支援
- ・介護相談及び介護教室の開催等を通じた介護者の負担軽減
- ・在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施
- ・障害者・ひとり親家庭等への自立支援
- ・就業を促進するための訓練や資格取得支援
- ・相談・助言活動の充実
- ・市民や市民団体の国際交流活動の推進
- ・地域や企業と共にボランティアに取り組む人材の育成
- ・ボランティア・NPO等と、持続した活動との協働 …など

(3) 働く場における環境づくりの推進

- 1 職場における男女平等の確立
- 2 仕事と家庭の両立支援
- 3 女性のチャレンジ支援

- ・雇用の場における均等な機会の整備と待遇の向上につながる取り組みの支援
- ・長時間労働の改善と育児・介護・有休等の各種休暇取得に対する理解と体制づくりの普及啓発
- ・一定の成果を上げている事業者等のホームページ等での紹介
- ・女性の再就職、キャリアアップへの支援 …など

(4) 安全・安心な環境づくりと防災体制の確立

- 1 環境問題への取り組みの推進
- 2 防災における男女共同参画の推進

- ・身近な環境に対する女性意見の採用など、環境問題解決の取り組みの推進
- ・防災対策に主体的な役割を果たす人材の意見の尊重
- ・積極的に男女が参画できる機会づくり …など

基本目標 4

男女の健康支援

(1) 出産と子育て開始時の安心確保

- 1 妊娠・出産期の健康対策の推進

- ・生理的な男女の違い、女性の身体的特徴に理解を深めるなど、正しい知識の啓発
- ・心身の健康問題について安心して相談できる体制づくり
- ・女性の体や健康・権利等について、尊重する意識付けと保健医療対策等の充実
- ・母子保健事業の充実
- ・母性保護に関する対策についての必要な情報提供と普及啓発 …など

(2) ライステージを踏まえた心身の健康づくり支援

- 1 乳幼児期からの健康づくり

- ・健康診査や健康教育、予防事業、相談体制の充実
- ・心の健康づくりの推進 …など

基本目標 5

男女共同参画社会を推進する体制づくり

(1) 推進体制の充実・強化

- 1 市の推進体制
- 2 男女共同参画推進員の活用
- 3 関係団体との連携

- ・男女共同参画推進審議会の年1回以上の開催
- ・行政機関内で関連する施策担当課による、年1回以上の施策の進捗度や課題などに関する協議
- ・南砺市協働のまちづくり支援センターを活動拠点とした機能強化
- ・男女共同参画推進員の地域リーダーとしての役割を果たす取り組み
- ・男女共同参画推進員相互の交流と連携と、研修機会の充実
- ・テーマごとの情報・意見を交換する機会の定期的な設置 …など